

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和8年4月1日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和__年__月__日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 <u>令和8年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p>	<p>(接続検討の申込み件数の上限)</p> <p><u>第81条の2 一般送配電事業者等は、系統用蓄電池（蓄電設備のうち、送電系統に接続するものをいう。ただし、その他発電設備又は需要設備と併設する蓄電設備においては、設備容量等を踏まえて、一般送配電事業者等が認めるものに限る。）について、同一の系統連系希望者からの接続検討の申込み（第85条第1項に規定する接続検討の回答を行っていないものに限る。）の件数が、一般送配電事業者等が申込みの上限としてあらかじめ公表する件数を超過しているときは、前条の規定にかかわらず、当該件数を超過した接続検討の申込みについて、申込書類に必要事項が記載されていること等の確認及び接続検討の申込みの受付並びに第83条第1項に定める検討料の額の通知を行わないものとする。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者等は、前項の規定による同一の系統連系希望者からの接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過するときは、速やかにその旨を当該系統連系希望者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者等は、業務規程第71条第1項の規定により、本機関から通知を受けた場合において、第1項の規定による同一の系統連系希望者からの接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過するときは、速やかにその旨を本機関に通知しなければならない。</u></p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第5項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 系統連系希望者（選定事業者（再エネ海域利用法第13条第2項第10号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第5項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 系統連系希望者（選定事業者（<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第16条第2項第10号</u>に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>第105条第1項第2号から第5号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>一般送配電事業者等が、第105条第1項第2号から第5号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</u></p> <p><u>四 系統連系希望者が、連系承諾後、2か月を超えて発電設備等（F I P電源又はF I T電源となる予定の発電設備等を除く。）を設置する用地の使用権原を証する書類を提出しない場合（ただし、2か月以内に当該書類の提出が困難であると合理的に認められるときは、一般送配電事業者等が別途定める期間を超えて当該書類を提出しない場合）</u></p> <p><u>五 系統連系希望者が、前号に規定する書類又は第88条第1項若しくは第123条の2第1項に規定する申込書類に関して、虚偽の記載等を行った場合</u></p>
<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な</p>	<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 <u>第97条第2項第1号及び第2号</u> の規定により連系予約を取り消した場合 二～五 (略) 2 (略)	理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 <u>第97条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号</u> の規定により連系予約を取り消した場合 二～五 (略) 2 (略)
第208条 <u>削除</u>	<u>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用)</u> 第208条 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、 <u>連系線のマージンを使用する必要を認めるとき又は本機関からマージンを使用することを求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画並びに当該マージン使用の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該マージン使用の必要性について本機関に説明する。</u>
<u>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用)</u> 第208条の2 <u>一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。</u>	<u>(緊急時の地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用)</u> 第208条の2 <u>一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために地内基幹送電線の運用容量拡大分を使用する必要を認めるとき又は本機関から運用容量拡大分を使用することを求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u>
<u>(緊急時の連系線の使用)</u> 第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために <u>運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u> 2 (略)	<u>(緊急時の連系線の使用)</u> 第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために <u>連系線の運用容量拡大分を使用する必要を認めるとき又は本機関から運用容量拡大分を使用することを求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u> 2 (略)
<u>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</u> 第266条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧F I T電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。</u>	<u>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</u> 第266条 (略) 2 (略) 3 <u>前2項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧F I T電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第254条まで、第255条第2項及び第3項、第256条から第258条まで並びに第260条から第262条までの規定は適用しない。</u>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 本指針は、令和8年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第266条の改正規定は、令和9年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(連系予約の取消要件の追加適用)

第2条 第97条及び第105条の改正規定は、系統アクセス業務のうち契約申込みのプロセスにおける用地の使用権原を証する書類の提出に関して、託送供給等約款の変更の効力が一般送配電事業者において生じた日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件について、適用する。